

○浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金交付要綱

平成23年11月11日

告示第105号

改正 平成24年 2月21日告示第20号

平成25年 3月29日告示第42号

平成26年 3月31日告示第47号

平成26年 4月21日告示第63号

(題名改称)

平成27年 5月27日告示第80号

平成27年 9月18日告示第123号

平成28年 3月31日告示第36号

平成30年 3月26日告示第18号

令和 2年 3月26日告示第34号

令和 4年 3月30日告示第25号

令和 4年10月26日告示第136号

令和 5年 3月31日告示第31号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 市長は、重度障がい者の地域における生活の支援を図るため、グループホームの施設整備に要する経費の一部について、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(平26告示47・平28告示36・平30告示18・令4告示25・令5告示31・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 重度障がい者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第5号から第7号までに

定める状態にあるものとして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第21条第1項の規定による認定を受けている者

イ その他市長が特に認めた者

(2) グループホーム 法第5条第17項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う事業所をいう。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第213条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。

（令5告示31・追加）

（補助対象者等）

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、本市においてグループホームの建物を所有して設置しようとする者若しくは所有して設置している者又はグループホームの建物を賃借して設置しようとする者若しくは賃借して設置している者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合には、市外においてこれらにより設置しようとし、又は設置している者に補助金を交付することができる。

2 前項に規定するグループホームの建物は、全ての居室について重度障がい者が入居することができるものとする。

3 補助金の交付の対象となるグループホームは、法第36条第1項の規定により共同生活援助に係る指定を受けたものとする。

（平26告示47・一部改正、平28告示36・旧第3条繰上・一部改正、令5告示31・旧第2条繰下・一部改正）

（補助対象経費）

第4条 補助の対象経費は、別表のとおりとする。

（平26告示47・一部改正、平28告示36・旧第4条繰上、令5告示31・旧第3条繰下）

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表の補助限度額又は補助の対象経費の実支出額から、

寄附金その他補助の対象経費に係る収入額を控除した額のうち、いずれか少ない額とする。

(平24告示20・平26告示47・一部改正、平28告示36・旧第5条繰上、
令5告示31・旧第4条繰下)

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の規定による申請は、市長が定める期日までに、浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金交付申請書(別記第1号様式)に次の書類を添えて、行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 定款等
- (4) 工事設計図、工程表及び工事見積書の写し
- (5) 工事着手前の状況を示す写真
- (6) 位置図
- (7) 支出の原因を証する書類の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

(平26告示47・一部改正、平28告示36・旧第6条繰上、令5告示31・
旧第5条繰下・一部改正)

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、第2条に規定する重度障がい者を、当該施設整備による施設の開所後、常時入居させるものとする。

(令4告示25・追加、令5告示31・旧第5条の2繰下・一部改正)

(交付の決定の通知)

第8条 規則第6条の規定による通知は、浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(平26告示47・一部改正、平28告示36・旧第7条繰上、令5告示31・
旧第6条繰下・一部改正)

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による報告は、浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金実績報告書(別記第3号様式)に次の書類を添えて、行う

ものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の対象となる経費の領収書の写し
- (4) 取得後又は工事中及び工事完了後の建物の写真
- (5) 第3条第3項に規定する指定を受けたことを確認することができる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(平26告示47・一部改正、平28告示36・旧第8条繰上、令5告示31・旧第7条繰下・一部改正)

(補助金の額の確定の通知)

第10条 規則第14条の規定による通知は、浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金額確定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(平26告示47・一部改正、平28告示36・旧第9条繰上、令5告示31・旧第8条繰下・一部改正)

(請求)

第11条 規則第15条の規定による請求は、浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金交付請求書(別記第5号様式)により行うものとする。

(平26告示47・一部改正、平28告示36・旧第10条繰上、令5告示31・旧第9条繰下・一部改正)

(補助金の概算払いの請求及び精算)

第12条 規則第16条第2項の規定による請求は、浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金概算払交付請求書(別記第6号様式)により行うものとする。

2 規則第16条第1項の規定により概算払いの方法で補助金の交付を受けた者は、規則第14条の規定による通知を受けたときは、速やかに浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金概算払精算書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(平26告示47・一部改正、平28告示36・旧第11条繰上・一部改正、令5告示31・旧第10条繰下・一部改正)

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平26告示47・一部改正、平28告示36・旧第12条繰上、令5告示31・旧第11条繰下・一部改正)

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成24年2月21日告示第20号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日告示第42号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第47号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月21日告示第63号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成27年5月27日告示第80号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成27年9月18日告示第123号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、平成27年10月1日以後のグループホームの設置に係る補助金について適用し、同日前のグループホームの設置に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月31日告示第36号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、施行日以後のグループホームの設置に係る補助金について適用し、施行日前のグループホームの設置に係る補助金については、

なお従前の例による。

附 則（平成30年 3 月26日告示第18号）

この告示は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月26日告示第34号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月30日告示第25号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年10月26日告示第136号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月31日告示第31号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、施行日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第 4 条・第 5 条）

（平28告示36・全改、令 2 告示34・令 5 告示31・一部改正）

区分		補助対象経費	補助限度額
建物の所有権による設置	建物を購入する場合	1 グループホームの新設又は利用定員の増加を目的とした既存施設の整備に当たり、グループホームの入居者が居住するために必要な工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務の費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいう。以下同じ。）並びに開	4,375,000円に当該利用定員の増加の数を乗じて得た額

	<p>設準備に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、旅費、役務費、委託料並びに負担金</p> <p>2 グループホームの新設又は利用定員の増加を目的とした既存施設の整備に当たり、グループホームの入居者が居住するために必要な建物を売買により取得する経費</p>	
建物を購入しない場合	<p>グループホームの新設又は利用定員の増加を目的とした既存施設の整備に当たり、グループホームの入居者が居住するために必要な工事請負費及び工事事務費並びに開設準備に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、旅費、役務費、委託料並びに負担金</p>	<p>3,281,000円に当該利用定員の増加の数を乗じて得た額</p>
建物の賃借権による設置	<p>1 グループホームの新設又は利用定員の増加を目的とした既存施設の整備に当たり、グループホームの入居者が居住するために必要な工事請負費及び工事事務費並びに開設準備に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、旅費、役務費、委託料並びに負担金</p> <p>2 グループホームの新設又は利用定員の増加を目的とした</p>	<p>3,281,000円に当該利用定員の増加の数を乗じて得た額</p>

既存施設の整備に当たり、建物の賃貸借契約に基づき支払う敷金、礼金及び仲介手数料

別記第1号様式(第6条)

浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)浦安市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名

年度浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金の交付を受けたいので、浦安市補助金等交付規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 定款等
- (4) 工事設計図、工程表及び工事見積書の写し
- (5) 工事着手前の状況を示す写真
- (6) 位置図
- (7) 支出の原因を証する書類の写し
- (8) その他

第2号様式(第8条)

第 号
年 月 日

様

浦安市長

印

浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金の交付について、浦安市補助金等交付規則第4条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

交付決定額

円

第3号様式(第9条)

浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)浦安市長

所在地
報告者 名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった
年度浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金に係る実績について、浦安市補
助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業経費総額 円

2 交付決定額 円

3 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の対象となる経費の領収書の写し
- (4) 取得後又は工事中及び工事完了後の建物の写真
- (5) 第3条第3項に規定する指定を受けたことを確認することができる書類
- (6) その他

第4号様式(第10条)

第 号
年 月 日

様

浦安市長

印

浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定をした 年
度浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金の額について、浦安市補助金等交
付規則第14条の規定により次のとおり確定したので、通知します。

交付確定額

円

第5号様式(第11条)

浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)浦安市長

所在地
請求者 名称
代表者氏名 ④

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった
年度浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金を、浦安市補助金等交付規則第1
5条の規定により、次のとおり請求します。

- | | |
|---------|---|
| 1 交付確定額 | 円 |
| 2 交付請求額 | 円 |

第6号様式(第12条第1項)

浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金概算払交付請求書

年 月 日

(宛先)浦安市長

所在地
請求者 名称
代表者氏名 ④

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった
年度浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金を、浦安市補助金等交付規則第1
6条第2項の規定により、次のとおり概算払いされるよう請求します。

- | | |
|----------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 概算払請求額 | 円 |

第7号様式(第12条第2項)

浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金概算払精算書

年 月 日

(宛先)浦安市長

所在地
精算者 名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった
年度浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金について、浦安市重度障がい者
グループホーム施設整備費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり精算しま
す。

1 概算払交付額	円
2 交付確定額	円
3 精算額	円